

大阪市水道局内部統制基本規程

制 定 令和3年7月1日大阪市水道事業管理規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市水道局内部統制基本方針（以下「内部統制基本方針」という。）に基づく大阪市水道局（以下「局」という。）における内部統制に関し、基本原則、推進体制その他の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、局の事務又は事業の管理及び執行が法令に適合しつつ、適正に行われることを確保するために組織的に行われる、次に掲げる目的の達成を阻害する業務上の要因を識別してその重大性を評価し、これに応じた対応策を講じるとともに、その有効性を評価して必要に応じて見直す一連の過程をいう。

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
- (4) 資産の保全

(基本原則)

第3条 内部統制は、内部統制基本方針に定められた基本的な考え方並びに内部統制の目的及び取組の観点を踏まえ、日々の業務において当該業務に従事する全ての職員が誠実かつ真摯にそれぞれの職責を果たすことによって組織的かつ自律的に遂行されることを旨として、行われなければならない。

(水道事業等内部統制責任者等)

第4条 局における内部統制の着実な実施を図るため、局に水道事業等内部統制責任者（以下「局責任者」という。）及び副水道事業等内部統制責任者（以下「副責任者」という。）を置く。

2 局責任者は大阪市水道局長（以下「局長」という。）をもって充て、副責任者は大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号）第2条第2項に規定する局所管業務に

係る技術的事項の統括に関する事務を所管する理事をもって充てる。

3 副責任者は、局責任者を補佐するとともに、局責任者に事故があるとき又は局責任者が欠けたときは、その職務を代行する。

(部門内部統制責任者)

第5条 部長及び担当部長の所管する事務に係る内部統制の着実な実施を図るため、局に部門内部統制責任者（以下「部門責任者」という。）を置き、当該各部長及び担当部長をもって充てる。

2 部門責任者は、その所管する事務に係る内部統制の責任者として、局責任者及び副責任者の命を受けて、第3条の基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、次条第1項に規定する内部統制員を指揮監督し、その所管する事務に係る内部統制を着実に実施しなければならない。

(内部統制員)

第6条 課長等（課長、所長、場長、担当課長及び研究主幹をいう。以下同じ。）の所管する事務に係る内部統制の着実な実施を図るため、局に内部統制員を置き、当該各課長等をもって充てる。

2 内部統制員は、その所管する事務に係る内部統制の実務上の責任者として、部門責任者の命を受けて、基本原則にのっとり、その所管する事務に係る内部統制を着実に実施しなければならない。

(部門内部統制総括責任者等)

第7条 部門責任者及び内部統制員による内部統制の着実かつ効果的な実施を図るため、局に部門内部統制総括責任者（以下「部門総括責任者」という。）及び内部統制総括員を置く。

2 部門総括責任者は総務部長をもって充て、内部統制総括員は総務部法務監査担当課長をもって充てる。

3 部門総括責任者は、部門責任者による内部統制が基本原則にのっとり着実かつ効果的に実施されるよう必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行うとともに、部門責任者による内部統制の有効性についての評価を行う。

4 内部統制総括員は、部門総括責任者の命を受けて、内部統制員による内部統制が基本原則にのっとり着実かつ効果的に実施されるよう必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行う。

(共通業務内部統制責任者)

第8条 複数の課等（課又は事業所をいう。以下同じ。）において共通して行われるものとして別表に掲げる業務であって、同表に定める当該業務の総合調整又は統括管理に関する事務を所管する部長又は担当部長が第2条各号に掲げる目的に照らし条例、市規則、企業管理規程その他の規準にのっとり統一的に行われるべきものとして定めるもの（以下「共通業務」という。）に係る内部統制の効果的な実施を図るため、共通業務内部統制責任者（以下「共通業務責任者」という。）を置き、当該各共通業務の総合調整又は統括管理に関する事務を所管する部長又は担当部長をもって充てる。

- 2 共通業務責任者は、局責任者及び副責任者の命を受けて、部門総括責任者と連携し、その所管する事務に係る共通業務に係る内部統制が各課等において基本原則にのっとり効果的に実施されるよう必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行う。
- 3 共通業務責任者は、第1項の規定により共通業務を定めたときは、その内容を部門総括責任者に報告しなければならない。

(内部統制連絡会議)

第9条 内部統制に関する連絡調整及び情報共有を行うことにより、局における内部統制の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、大阪市水道局内部統制連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設ける。

- 2 連絡会議は、局責任者、副責任者、部門総括責任者、共通業務責任者及び部門責任者によって構成する。
- 3 連絡会議は、局責任者が招集し、主宰する。
- 4 連絡会議は、議事に關係のある者のみを招集して行うことができる。
- 5 連絡会議の庶務は、総務部総務課において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、部門総括責任者が定める。

(内部統制の実施に関する指針)

第10条 局責任者は、局における内部統制の着実かつ効果的な実施を図るための指針を定め、これを公表するものとする。

(施行の細目)

第11条 この規程に特別の定めがあるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則（令和3年7月1日大阪市水道事業管理規程第15号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市水道局内部統制基本規程（平成26年大阪市水道事業管理規程第24号）は、廃止する。

別表（第8条関係）

複数の課等において共通して行われる業務	当該業務の総合調整は統括管理に関する事務を所掌する部長又は担当部長
課等における公文書の作成及び管理に関する業務	総務部長
課等における保有個人情報の保護に関する業務	
課等における情報通信技術を利用した業務改革に関する業務	企画担当部長
課等における情報通信技術に係る調達の適正化に関する業務	
課等における情報通信技術を利用した保有情報の安全管理に関する業務	
課等の所属員の服務に関する業務	総務部長
課等における予算執行に関する業務	
課等における債権の回収に関する業務	
課等における公金等及び物品の管理に関する業務	
課等における工事の請負、物品の売買その他契約の締結及び履行に関する業務（工事の実施に関する業務を除く。）	
課等における不動産の管理並びに取得、処分及び借入れに関する業務	
課等における工事の実施に関する業務	工務部長